

高校名	氏名	質問内容	先生からの回答
-	-	<p>同性婚について地域によって違憲か合憲か違っていましたが、違憲と判決されたら裁判後はどうなるのですか？ 違憲と審査された都道府県だけ何かあるのですか？</p>	<p>ご質問ありがとうございます。同じ問題について各地方裁判所によって判断が違うので戸惑いますよね。結論から言うと、地裁の判決が出揃ったにとどまる現時点では、合憲・違憲の判決によって国が法律を改正したりする必要はありません。</p> <p>日本の司法制度は、三審制、つまり裁判所の判断について当事者の一方に不服がある場合には、原則として、さらに2回まで一段階上の裁判所で同じ事案を争うことができるというシステムを採用しています。ご紹介した事案はいずれも地裁の判決（第1段階）ですので、まだ第2、第3段階が残っています。仮に第3段階まで訴訟が続いた場合、最高裁判所で裁判が行われ、そこで例えば、「同性婚について立法がなされていない現状は違憲！」との判断を最高裁が下した場合には、これが司法としての最終的判断ということになります。</p> <p>お話した同性婚訴訟については、おそらく最高裁判所（第3段階）まで争われるのではないかと考えられます。ぜひ引き続き動向を追いかけてみてください。</p>